



区公告第 96 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月14日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は名称	MA QIANHONG ほか4名（令和7年度国民健康保険料額通知書 郵送返戻世帯一覧のとおり）
送達する書類名	令和7年度 国民健康保険料額通知書	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

令和7年度 国民健康保険料額通知書 郵送返戻世帯一覧

MA QIANHONG

GU BIN

WOLOSZYN MIKOLAJ ANDRZEJ

GLOAGUEN HUGO BERNARD GABRIEL

中村 正洋

以上5名